

# 島本町児童育成支援拠点事業実施要綱

(令和 8 年 5 月 1 4 日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第20項に基づき、児童育成支援拠点事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 実施主体は、島本町（以下「町」という。）とする。ただし、町が適切な事業実施体制が確保できると認められる事業者（以下「事業者」という。）に委託等を行うことができるものとする。

(事業の内容)

第4条 本事業において提供する支援の内容は、第2条の目的を踏まえ、包括的に実施する内容は次に掲げるとおりとする。なお、次のア～クの支援は、常時実施しなければならないわけではなく、本事業を利用する者（以下「利用者」という。）の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備するものとする。

(1) 包括的に実施する内容

ア 安全・安心な居場所の提供

イ 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）

ウ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）

エ 食事の提供

オ 課外活動の提供

カ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携

キ 保護者への情報提供、相談支援

ク その他、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、特に必要と認められるもの

(2) 必要に応じて実施する内容

ケ 送迎支援

(対象者)

第5条 本事業の支援対象者は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると町が認めた、次に掲げるような状態にある町内に在住の児童及びその保護者とする。

(1) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者

(2) 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、学校以外にも

居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者

- (3) その他、本事業の目的に鑑みて、町が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者  
(定員)

第6条 本事業の定員は概ね20名とする。

(職員の配置及び要件)

第7条 本事業を行う職員は、支援の実施にあたり、第1号及び第2号の職員を配置し、必要に応じて第3号又は第4号の要件を有する職員を配置する。

(1) 管理者

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を有する者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者。

(2) 支援員

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができる者。

(3) 心理療法担当職員

学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有する者。

(4) ソーシャルワーク専門職員

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

2 職員のうち1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は第1項第3号に該当する者を置く。

3 第1項第1号又は第2号のうち1人以上は常勤職員とし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努める。

4 人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置し、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を配置する。なお、利用児童が5人未満の場合で、職員のうち1人を除いた者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

(職員の業務)

第8条 前条に規定する各職員は次の業務を行う。

(1) 管理者

児童や保護者に対し、第4条に規定する支援等を行うほか、主に支援員の指導及び調整、運営に関わる管理、町のこどもすこやかセンター、学校、児童福祉施設及び医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の策定等を行う。

(2) 支援員

児童や保護者に対し、第4条に規定する支援等を行う。

(3) 心理療法担当職員

メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して、心理的支援を行う。

(4) ソーシャルワーク専門職員

児童及びその家庭を対象にした次に掲げるソーシャルワークの支援等を行う。  
ア 学校、島本町要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等

イ 児童の家庭への訪問を含めた支援

ウ その他、居場所における児童に必要な支援

(職員研修)

第9条 職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の確保に努める。研修は、町の実情に応じた内容により実施する。併せて、個人情報 の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うものとする。

(実施場所)

第10条 本事業の実施場所は、町内の子育て関連施設やその他町が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所とする。

2 本事業の実施場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けなければならない。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。

(開所日数)

第11条 本事業の実施場所の開所日数は、週3日とする。

(開所時間)

第12条 本事業の開所時間は、次のとおりとする。ただし、学校の授業の休業日(長期休暇期間等)は、原則10時から18時とする。

(1) 開始時刻は、原則学校の授業の終了後とする。

(2) 終了時刻は、18時以降とする。

(関係機関との連携)

第13条 町及び事業者は、関係機関、学校、地域団体との必要な連携が図られる体制づくりに努めることとする。

(利用申請及び決定等)

第14条 本事業を利用しようとする者は、島本町児童育成支援拠点事業利用申請書(様式第1号)を毎年度町長に提出するものとする。

2 町長は、利用の可否等を決定し、当該申請をした者に島本町児童育成支援拠点事業利用承認・不承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 その他町長が必要と認める場合は、前2項に規定する利用手続きを経ることなく、利用決定等を行うことができるものとする。

(利用承認の取消)

第15条 町長は、利用者または利用者の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消すことができるものとする。

(1) 町または事業者の指導に従わず、他の利用者の利用及び事業の運営に支障をきたすおそれがあるとき。

(2) 第5条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が事業の利用継続について不適當または困難であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により利用の中止を決定したときは、島本町児童育成支援拠点事業利用承認取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(利用者負担)

第16条 本事業の利用者負担額は原則徴収しない。ただし、費用の徴収が必要な場合は、あらかじめ町へ相談することとする。

(実績報告)

第17条 事業者は、毎月の利用状況等を翌月の10日までに町へ報告しなければならない。

(個人情報)

第18条 事業者は、利用者に関する個人情報の取扱いについては十分に留意し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、当該個人情報の漏洩及び滅失の防止その他個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第19条 事業者及びその職員は、本事業の実施に際し知り得た情報を、正当な理由がなく他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。事業終了後もまた同様とする。

(安全管理)

第20条 事業者は、事業の実施に際しては危険を防止する措置を講じるとともに、事件、事故及び災害（以下、「事件等」という。）が発生した場合には、迅速かつ的確な緊急対策が実施できるよう努めなければならない。

2 事業者は、事件等が発生したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(性暴力等の防止)

第21条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づき、事業所内におけるこどもに対する性暴力等を防止するため、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を踏まえ適切に対応しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月15日から施行する。

様式第1号（第14条関係）

島本町児童育成支援拠点事業利用申請書

年 月 日

島本町長 宛て

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電話番号

島本町児童育成支援拠点事業を利用したいので、次のとおり申請します。

|            |   |        |    |        |          |
|------------|---|--------|----|--------|----------|
| 児童氏名       | フリガナ<br>氏 名                                   |        |    |        |          |
| 生年月日       |   |        |    |        |          |
| 学校名・学年     | 学校  |        | 学年 |        |          |
| 利用を必要とする理由 |   |        |    |        |          |
| 児童の健康状態    | 良好・病弱・発達に気になる点がある・障害がある<br>※詳細については備考欄に記載すること |        |    |        |          |
|            | アレルギー 無 ・ 有（具体的に ）                            |        |    |        |          |
|            | 備考欄（その他注意を要する事項）                              |        |    |        |          |
| 同居家族       | 氏名  | 児童との続柄 | 年齢 | 勤務先・学校 | 所在地・電話番号 |
|            |   |        |    |        |          |
|            |   |        |    |        |          |
|            |   |        |    |        |          |
|            |   |        |    |        |          |
|            |   |        |    |        |          |

私は、島本町児童育成支援拠点事業の利用対象要件の確認のため及び事業に利用するために必要となる家庭状況、経済状況、福祉サービスの利用状況等の個人情報等を島本町の担当者が関係部署等から取得し、事業従事者に提供することに同意します。

申請者（署名） \_\_\_\_\_

様式第2号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

島本町長

島本町児童育成支援拠点事業利用承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました島本町児童育成支援拠点事業の利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 児童氏名   |                 |
| 学校名・学年 | 学校 学年           |
| 承認の可否  | 承認 ・ 不承認        |
|        | 不承認の場合の理由       |
| 利用期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |

様式第3号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

島本町長

島本町児童育成支援拠点事業利用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号により島本町児童育成支援拠点事業利用の承認の通知を行いました。利用承認の取消について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

|           |         |
|-----------|---------|
| 児童氏名      |         |
| 学校名・学年    | 学校 学年   |
| 利用承認取消の理由 |         |
| 利用承認取消日   | 年 月 日から |